

2020. 4. 15

関係各位

緊急事態宣言が出された後の多機能型事業所ひだまりの対応について（第2報）

社会福祉法人彩凜会
理事長 星座正俊

日頃より多機能型事業所ひだまりにご支援・ご協力いただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条により緊急事態宣言が4月7日に出され、埼玉県は特措法第32条第1項第2号に指定されております。

本日、埼玉県より発出された「障害児者・事業所における感染拡大防止の徹底について」の通知を受けて、多機能型事業所ひだまりでは下記の対応を決定し、利用者およびご家族に文書を配布しました。

支援が必要な利用者に対しては、下記の感染拡大防止の取組を講じた上でサービスの提供を継続していきます。

【在宅で過ごすことが可能な利用者について】

- ・ 別紙の文書の通り、在宅でのサービス利用をお願いしました。
- ・ 緊急事態宣言期間が終了後、サービス利用がスムーズに行えるよう徹底的な支援を行います。

【法人として、働くスタッフへの対応】

- ・ お子さんの休校や保育園の利用自粛要請等で休暇が必要なスタッフに、特別有給休暇を提示しヒアリングを行い、その意向を尊重した対応を行いました。
- ・ 体調管理の徹底をお願いし、少しでも体調に変化があった場合に積極的な休暇をお願いしています。
- ・ 電車で通勤するスタッフには車での通勤に切り替えることやそのための時差出勤を可能とし、必要な場合は社用車を貸与しての通勤としました。
- ・ 事務作業はそれぞれの作業室で行うこととし、スタッフルームの使用を必要最低限に止め、必要な連絡事項についてはクラウドサービスを活用し、できるだけ早く勤務

終了して帰宅することを指示しています。

【就労継続支援 B 型を利用している方への対応】

- ・ 日中の活動内容について、一度に多くの方が集まらない、できるだけ多くの人との接触を避けるために活動のグループ化を行っています。
- ・ 人との接触が多い調理作業について緊急事態宣言期間は休止としました。
- ・ 売上の著しい低下に伴い、工賃の確保が困難になることが予想されますが、工賃変動積立金の取り崩しなどを活用して、4月分・5月分についてはその方の直近3ヶ月間の平均支払工賃の50%を保障します。これは今回利用自粛した方も対象とします。

なお、埼玉県からの使用制限・停止の要請、吉川市の感染状況により更なるサービス提供体制の変更が生じる場合には速やかに皆様にお伝えします。

【感染防止に向けた対応について（前回より継続）】

1. 利用者及び保護者より、通所を自粛する旨の申し出があった場合は、そのご意向に沿う形でのサービス提供を行います。基本は休所扱いとし、事業所としてできる限りの支援を行った場合に限り、報酬算定の対象とします。
2. 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行い、出入りした方については来客者名簿に必要事項を記入していただきます。また、事業所内に入られる方については体温を計測した上で、発熱があった場合はお断りさせていただきます。
3. 職員・利用者のマスクの着用、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒などの感染症対策を徹底して行います。また声を出す機会や人の集まる機会を減らす取組をします。
4. 職員は出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないこととし、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が解消するまでは自宅待機とします。
5. 日中の作業において、食堂や会議スペースなどを活用し、可能な限り同じ時間帯

や同じ場所に集まる人数を減らす、定期的な換気を行う、互いに手を伸ばしたら届く範囲以上の距離を保つなど密閉・密集・密接を避けた活動をします。

6. 作業で使用した器具や手すりなどの共有物については、次亜塩素酸水かアルコールを用いた消毒を毎日行います。
7. 送迎時の対応について、3月9日より送迎時の体温計測を実施しておりますが、引き続き継続し、発熱が見られた場合は利用をお断りする扱いとします。
8. 送迎に使用した車両については、送迎終了後に利用者の接触頻度が高い箇所（手すりなど）について消毒を行います。
9. 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切な対応を行います。

【お問い合わせ先】

- ・ひだまり 就労継続支援B型/生活介護/自立訓練（048-999-6413）
- ・ひだまり 就労移行・就労定着支援（048-940-6241）
- ・ひだまり介護事業部（048-999-6555）